

## 市第 181 号議案

## 能楽堂の指定管理者の指定

次のように能楽堂の指定管理者を指定する。

平成23年 2 月10日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜能楽堂	中区北仲通 4 丁目40番地	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 理事長 澄 川 喜 一	平成24年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで
久良岐能舞台	東京都品川区西五反田 7 丁目19番 1 号	株式会社シグマコミュニケーションズ 代表取締役社長 西野 好彦	平成23年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

## 提 案 理 由

横浜能楽堂及び久良岐能舞台の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）